

母子・父子・寡婦福祉資金について

この資金は、「母子及び父子並びに寡婦福祉法」という法律に基づき、ひとり親家庭等の経済的自立を図る制度として、母・父の技術習得や開業、子供の進学や就職等に対する貸付制度です。

(H31年4月1日から適用)

資金名	内 容	貸付限度額
事業開始資金	什器、機械等の購入資金	2,870,000円
事業継続資金	事業継続時の運転資金	1,440,000円
修学資金	進学時の授業料、交通費など	下表2参照
技能習得資金	母が知識技能を習得する資金	月額68,000円 運転免許460,000円
修業資金	子が知識技能を習得する資金	月額68,000円 (特別分460,000円)
就職支度資金	就職時の被服、車等の購入資金	100,000円 (特別分320,000円)
医療介護資金	医療又は介護に必要な資金	340,000円 (特別分480,000円)
生活資金	生活を安定、継続するための資金	月額105,000円 (特別分月額141,000円)
住宅資金	住宅の購入、増改築時の資金	2,000,000円 (補修等1,500,000円)
転宅資金	引越時の賃借に必要な資金	260,000円
就学支度資金	就学、修業に必要な支度資金	下表1参照
結婚資金	扶養している子の結婚資金	300,000円

1. 就学支度資金の貸付限度額

区 分	自宅通学	自宅外通学
小学校に入学時	63,100円	63,100円
中学校に入学時	79,500円	79,500円
国公立の高等学校又は専修学校の高等課程若しくは一般課程に入学時	150,000円	160,000円
私立の高等学校又は専修学校の高等課程に入学時	410,000円	420,000円
国公立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学時	370,000円	380,000円
私立の大学、短期大学、高等専門学校又は専修学校の専門課程に入学時	580,000円	590,000円
修業施設に入所時	272,000円	282,000円

2. 修学資金の貸付限度額

種 別		限度額 (月額)	
高等学校 専修学校 (高等課程)	国公立	自宅通学	27,000円
		自宅外通学	34,500円
	私立	自宅通学	45,000円
		自宅外通学	52,500円
高等専門学校	国公立	自宅通学	31,500円
		自宅外通学	33,750円
	私立	自宅通学	48,000円
		自宅外通学	52,500円
短期大学 専修学校 (専門課程)	国公立	自宅通学	67,500円
		自宅外通学	76,500円
	私立	自宅通学	79,500円
		自宅外通学	90,000円
大 学	国公立	自宅通学	67,500円
		自宅外通学	76,500円
	私立	自宅通学	81,000円
		自宅外通学	96,000円
大 学 院	修士課程	132,000円	
	博士課程	183,000円	
専修学校 (一般課程)		48,000円	

※借入れにあたっては、返済の見通しを十分にたて、無理のない借入れを心がけましょう！